

教員養成に係る組織体制

大阪体育大学教職支援センター規程

第1条 この規程は、本学における教職課程の質的向上を図るとともに、教員免許状取得及び教職への就業等、教職を志望する本学学生等の支援を目的とする教職支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 教職課程に関する教育の改善を図るために必要な企画及び運営に関すること
- (2) 教職課程に関する教育の改善を図るために必要な調査・研究に関すること
- (3) 教職課程認定申請手続き等に関すること
- (4) 大学間協定に基づく小学校教員免許プログラムに関すること
- (5) 教育実習に関すること
- (6) 介護等体験に関すること
- (7) 教員免許申請に関すること
- (8) 教員採用試験等、教員採用に係る支援に関すること
- (9) 教職教育に関する各種研修（教員免許状更新講習を含む）に関すること
- (10) 教育委員会、地域教育機関及び教育現場との連携協力に関すること
- (11) その他センターの目的達成のために必要なこと

第3条 センターは、次の教職員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター専門職員（以下「専門職員」という。）
- (4) 大学評議会の議を経て学長が任命する教職課程担当教育職員
- (5) 事務職員